

官報

号外 平成二十七年四月十六日

○第百八十九回国衆議院會議録 第十六号

平成二十七年四月十六日(木曜日)

議事日程 第十一号

平成二十七年四月十六日

午後一時開議

第一 都市農業振興基本法案(参議院提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 都市農業振興基本法案(参議院提出)

電気事業法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○副議長(川端達夫君) これより會議を開きます。

日程第一 都市農業振興基本法案(参議院提出)

○副議長(川端達夫君) 日程第一、都市農業振興基本法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長江藤拓君。

都市農業振興基本法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(江藤拓君登壇)

○江藤拓君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な發揮を通じて良好な都市環境の形成に資するため、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めること等により、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る九日本委員会に付託されました。委員会におきましては、昨十五日、山田参議院農林水産委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(川端達夫君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(川端達夫君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

電気事業法等の一部を改正する等の法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(川端達夫君) この際、内閣提出、電気事業法等の一部を改正する等の法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣宮沢洋一君。

(國務大臣宮沢洋一君登壇)

○國務大臣(宮沢洋一君) たいだいま議題となりました電気事業法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

東日本大震災を契機として、戦後六十年以上続いてきたエネルギーの供給体制を抜本的に見直し、国家戦略として責任あるエネルギー政策を構築することが求められております。低廉で安定的なエネルギー供給を確保し、国の成長を支えるのはもちろんのこと、成長戦略の観点から、エネルギー

ギー産業を国の成長をリードする産業へと発展させることが重要であります。

このため、まずは電力システム改革をその重要な柱と位置づけ、改革を段階的に進めるための法案を順次提出してまいりました。改革の第一段階である広域系統運用の拡大を実現するとともに、電力システム改革の全体像を明らかにする改革プログラムを定めた電気事業法改正法が一昨年の十一月に成立し、続いて、改革の第二段階である小売及び発電の全面自由化を実施するための電気事業法等改正法が昨年六月に成立したところであります。

この歩みをとめることなく、三段階から成る電力システム改革の総仕上げである法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保を実施するのにあわせて、ガスや熱供給についても、小売の全面自由化などの制度改革を一体的に進めることと、これまで縦割りであった市場の垣根を取り払い、ダイナミックなイノベーションが生まれる総合的なエネルギー市場をつくり上げるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。まず、電気事業法の改正に関するものであります。

第一に、一般送配電事業者及び送電事業者について、小売電気事業及び発電事業との兼業を原則として禁止することによる法的分離を平成三十二年四月一日から実施します。あわせて、適正な競争関係を損なうことのないよう、グループ内での人事、会計などについて適切な行為規制を措置します。

第二に、現在の一般電気事業者に対して経過措置として課される小売料金規制について、競争の進展状況を確認した上で、供給区域ごとに経過措置を解除することができる制度とします。

第三に、適正な競争関係を確保するため、現在の一般電氣事業者に認められている一般担保つき社債の発行の特例を廃止します。ただし、足元の資金調達環境を考慮し、法的分離の実施から五年間に限り、送配電事業や発電事業を営む会社などが一般担保つき社債を発行できる措置を講じます。あわせて、株式会社日本政策投資銀行などによる電氣事業者への貸付金に係る一般担保制度も廃止します。

次に、ガス事業法の改正です。

第一に、平成二十九年を目途に、ガスの小売業への参入を全面自由化します。登録を受けた事業者であれば、家庭を含む全ての需要家に対してガスの供給を行うことができることとし、これに伴い、ガス事業の類型を見直します。あわせて、LNG基地の第三者利用を促す措置を講じます。

第二に、ガス導管網の整備を促進するため、一般ガス導管事業については地域独占と料金規制を維持し、導管の建設や保守の着実な実施を確保します。また、全ての導管事業者に導管の相互接続に係る努力義務を課すとともに、国が事業者間の接続に係る協議を命令し、裁定することができる制度を創設します。

第三に、需要家保護を徹底するため、ガス小売事業者に契約条件の説明義務などを課すとともに、競争が不十分な地域では、現在の一般ガス事業者に対し、経過措置として小売料金規制を継続いたします。また、保安の確保に万全を期すため、ガス導管事業者に導管網の保安や需要家保有の内管の点検を義務づけ、ガス小売事業者には消費機器の調査などを義務づけます。

第四に、導管部門の一層の中立化を図るため、一定規模以上のガス導管事業者について、ガス小売事業及びガス製造事業との兼業を禁止すること

による法的分離を平成三十四年四月一日から実施します。あわせて、適正な競争関係を損なうことのないよう、電氣事業法と同様、適切な行為規制を措置します。

次に、熱供給事業法については、現在許可制とされている参入規制を登録制とし、料金規制や供給義務を撤廃した上で、需要家保護を徹底すべく、熱供給事業者に契約条件の説明義務を課すなどの措置を講じます。

最後に、これらの改革により自由化される市場が適切に機能するよう、独立性と高度の専門性を有する電力・ガス取引監視等委員会を経済産業省に設置し、電力、ガス及び熱供給の取引の監視や、送配電事業及びガス導管事業の行為規制などを適切に実施してまいります。

このほか、ガス事業に係る事業類型の見直しなどに伴い、関係法律について所要の改正を行うとともに、一連の改革について各段階で検証を行い、課題を克服しながら進めていく旨を附則に規定します。

以上が、本法律案の趣旨でございます。(拍手)

電氣事業法等の一部を改正する等の法律案

(内閣提出の趣旨説明に對する質疑)

○副議長(川端達夫君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。田中良生君。

(田中良生君登壇)

○田中良生君 自由民主党の田中良生です。ただいま議題となりました電氣事業法等の一部を改正する等の法律案につきまして、自由民主党を代表して質問させていただきます。(拍手) まず冒頭、今回のエネルギーシステム改革の目

的について、改めてお伺いいたします。

今回政府から提出されました法案は、戦後六十年以上続いてきたエネルギー供給体制を抜本的に見直し、国家戦略として、責任あるエネルギー政策を構築するものであります。

現在のエネルギー供給体制は、電力やガスなどの普及がまだ十分ではなかった戦後につくられたもので、安定供給を支え、我が国経済の高度成長に貢献してまいりました。

が、しかし、電気やガス、熱供給について、それぞれの法律による事業規制により、エネルギー企業間の競争が十分に働かない状態になっており、コスト削減のインセンティブが十分確保されるものになっていないと言いたいものであります。

東日本大震災での経験を踏まえると、こうしたエネルギー供給に係る規制、まさに岩盤規制を改革し、エネルギー企業間の競争の活性化を促す、そして、低廉で安定的なエネルギー供給を確保し、エネルギー産業を我が国の成長産業へと発展させることが急務であります。

こうした規制を改革するこの法案は、安倍総理がおっしゃる改革断行国会の象徴ともいうべき法案の一つではないかと思えます。この改革に取り組み総理の御決意をお伺いいたします。

次に、この改革により、これまでの新規参入規制によって、商品やサービスの選択の余地が奪われてきたエネルギー産業においては、縦割り型の構造を持つ市場を統合された市場構造へと転換することに、エネルギー関係企業が、それぞれの強みを基礎として、効率性や付加価値の高いサービス競争をしつつ、お互いが新たな需要獲得に切磋琢磨するような、新たな成長戦略を築き上げるのが可能になります。

また、一つの電力会社や都市ガス会社が、さまざまなエネルギー供給サービスを担う総合エネルギー企業へと発展、成長していくことが期待され、事業の多角化による企業の稼ぐ力の向上や、各社、各分野で重複して維持、運用してきたインフラの集約化なども可能になります。

我が国経済にとつて非常に重要な施策となる今回のエネルギーシステム改革に取り組まれる宮沢大臣に、その決意をお伺いいたします。

また、エネルギーシステム改革については、アメリカやヨーロッパ各国を初め諸外国でも既に進行してきているところでもあります。

そうした諸外国では、例えば、電力システム改革を行った結果、電気料金が上昇した事例や、送配電設備の保有者と系統運用者の連携が不十分で大停電を起こした事例等があると聞きますが、今回のシステム改革の目的でもある安定供給の確保や料金抑制という観点からも、我が国においては、同様のことを決して起こしてはなりません。こうした諸外国における弊害の事例を踏まえ、我が国のエネルギーシステム改革ではどのように対応されようとしているのでしょうか。宮沢大臣にお伺いいたします。

そして、今回の法案では、電氣事業法を改正するとともに、ガス事業法についても改正をいたします。

昨年実施した電氣事業法改正と同様に、都市ガスの小売参入の全面自由化を実施することなどに加え、ガス導管網の整備を促進するための制度創設や、大手都市ガス会社に対する導管部門の法的分離の実施など、その改正の内容は多岐にわたります。こうした今回のガス事業法の改正により、我が国のガス事業制度はどのように変わっていくの

競争的なエネルギー市場を目指す政府の方針を踏まえ、製鉄会社や石油会社などによる発電所建設や、ガスと電力の業種を超えた小売の相互乗り入れなど、既にさまざまな計画が動き始めています。

また、今回の提出法案では、送配電部門、ガス導管部門の分離や、LNG基地の第三者利用の促進を措置しており、加えて、発電余力の売買による卸電力市場の活性化や、スマートメーターの導入等の取り組みについても進めることで、市場競争の活性化を進めてまいります。

総合エネルギー企業の海外展開と政府の支援についてお尋ねがありました。

我が国の産業は、エネルギーを効率的に活用するための技術やノウハウを蓄積しているにもかかわらず、それらを総合化して国際展開することが少なかったのは事実であります。

今後は、こうした技術やノウハウを統合化して、世界市場を目指して、高効率火力発電やスマートコミュニケーション等のインフラ輸出という形で、トップセールスや金融支援を初め、あらゆる施策を総動員し、官民一体で進めてまいります。残余の質問につきましては、関係大臣から回答させます。(拍手)

(國務大臣宮沢洋一君登壇)

○國務大臣(宮沢洋一君) 國重議員にお答えいたします。

中小規模の都市ガス事業者とLPガス事業者についてお尋ねがありました。

今回の改正により、小売が全面自由化され、総括原価方式に基づく規制料金によらないサービスの提供が可能となります。それによって、既存の都市ガス事業者やLPガス事業者などの新規参入者は、需要家のニーズに応じたきめ細かなサービス

や、他のエネルギーサービスと組み合わせられた事業を柔軟に展開することができるようになります。

中小都市ガス事業者やLPガス事業者においては、地元に着きつた事業で培った信用を生かし、これまで以上に魅力的なサービスやビジネスモデルを提案するなど、引き続き地域経済の活性化に貢献することが期待されます。

料金水準の見直しと、その最大限の抑制のための対策についてお尋ねがありました。

電気やガスの料金水準については、資源価格の動向や再生可能エネルギー賦課金の設定など、さまざまな要因の影響を受けますが、システム改革においては、第一に、これまでの地域独占や総括原価方式を見直すことにより高コスト構造を改善すること、第二に、新規参入者が参入しやすい環境を整備し、コスト競争力のある事業者の参入を促進することなどを通じて、電気やガスの料金を最大限抑制することを目指してまいります。

また、今回の法案では、一般家庭向けの電気やガスの料金については、競争が十分であると確認されるまで、国の認可等の規制を残すこととしております。規制料金より高い料金での新規参入というの考えにくく、その観点からも、自由化が原因となつて料金がどんどん上がるなどということはないと認識しております。

さらに、電気やガスの料金に占める原燃料費の割合が大きいことに鑑み、資源外交などにより、北米からのシェールガス、LNG輸入の実現などを通じて、供給源の多角化などにも取り組んでまいります。

過疎地における需要家への対応などについてお尋ねがありました。

今回の法案においては、送電網や導管網の維持、運用を行う一般送配電事業者や一般ガス導管事業者に対し、現在の供給区域における小売事業者の破綻や撤退といった事態に備えた最終保障サービスの提供を義務づけることとしております。

また、一般家庭向けの電気やガスの料金については、競争が十分であると確認されるまで国の認可等の規制を残すこととしており、御懸念のような事態は生じないと考えております。(拍手)

○副議長(川端達夫君) 藤野保史君。

(藤野保史君登壇)

○藤野保史君 私は、日本共産党を代表して、電気事業法等改正案について質問します。(拍手)

まず冒頭に、一昨日、福井地裁が高浜原発の運転差し止めを命じる画期的な仮処分決定を行いました。政府は、新規制基準は世界最高水準と繰り返してきましたが、今回の決定は、新規制基準は緩やかに過ぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない、新規制基準は合理性を欠くものであると断じています。

これは、基準を満たせば再稼働という政府の再稼働プロセスを根底から覆すものです。にもかかわらず、再稼働を粛々と進めるなど、断じて許されません。

総理、この決定を重く受けとめ、全国の原発再稼働を断念すべきではありませんか。答弁を求めます。

次に、法律についてお聞きします。

本法案は、一昨年来の電力システム改革、電気事業法改正の総仕上げであるとともに、都市ガス及び熱供給事業の全面自由化を行うものです。総理、そもそも、電力システム改革の原点は何

でしょうか。それは、東日本震災と東京電力福島第一原発事故によって、戦後の発送電一貫、地域独占の九電力供給体制の根本的な転換が求められたことでもあります。

福島の現実、この原点を私たちに問い続けております。未曾有の事故から四年がたつというのに、いまだに原発事故は収束しておらず、事故原因の究明はされておられません。

私は、たびたび福島を訪れ、地元の皆さんから直接お話を伺ってきました。今なお十一万人以上もの方々が困難な避難生活を強いられています。汚染水や防災事故など、事態はむしろ悪化しています。

今総理がやるべきことは、この深刻な状況をそのままにして原発の再稼働や輸出を進めることではなく、事故の収束と原因究明に全力を傾けることではありませんか。

しかも、政府は、東電やメガバンクを救済する一方で、被害者への賠償を冷たく打ち切ろうとしています。こんな理不尽は断じて認められませんが、現実には被害が継続している以上、賠償を打ち切るなどもつてのほかであります。完全な賠償を強く求めます。

東電の当事者能力のなさは、先日発覚したK排水路の汚染水漏えいの隠蔽問題で改めて浮き彫りになりました。政府は、福島の事故の収束さえできない東電に柏崎刈羽原発の再稼働を認めようというのですか。

原賠支援機構法に基づく新・総合特別事業計画は、この東電とメガバンクの救済のために実に九兆円以上の国費を投入するものですが、この間の経緯を見れば、同計画の破綻は明らかです。計画を根本的に見直し、東電の破綻処理と一時国有化を行い、大株主とメガバンクの責任を問うべきです。

政府は、エネルギー基本計画で、原発を重要なベースロード電源と位置づけ、原発依存に帰しようとしております。日本経団連などは、原発比率を二五%以上にすべきと提案しています。しかし、これに対しては、経産省の有識者会合でも、福島事故がなかったかのような議論だと厳しい批判の声が上がっています。

総理、あなたも経団連と同じ程度の原発比率を目標すつもりですか。明確な答弁を求めます。
本法案の附則は、原子力政策の変更で電力会社の経営が悪化した場合には、政府が必要な措置を講じるとしてあります。

例えば、イギリス流の原発版固定価格買い取り制度、電力会社の責任範囲や賠償額を限定する原子力損害賠償法の見直し、廃炉コストの託送料金への転嫁、原子力事業者への債務保証などを検討しています。

なぜ、全面自由化といながら、原発をこれだけ優遇するのか。これは、電力会社、原子炉メーカー、ゼネコン、メガバンクなど、原発利益共同体の強い要求に応えただけではありませんか。

一方で、政府は、再生可能エネルギーに対しては冷たい姿勢をとり続けています。環境省が、二〇三〇年までに再生可能エネルギーを最大三五%までふやせると試算しているのに、経産省は、二〇%台と過小に見込んでいます。

また、経産省は、動いていない原発による発電量を空押しさせ、電力系統への再生可能エネルギー接続量を小さくしようとしています。これは、再生可能エネルギーによる電力の優先接続を定めた固定価格買い取り法の趣旨に反するものであり、直ちにやめるべきです。

昨年四月のエネルギー基本計画では、東芝・ウエスチングハウス、日立・ゼネラルエレクト

リック連合、三菱重工という原子力分野における日米の一体的な体制を維持強化するとしています。これが、総理が原発再稼働と輸出に固執する大もとにあるのではないですか。

現行の日米原子力協定の期限切れは二〇一八年です。完全に行き詰まっている核燃料サイクルの再処理路線や、高レベル放射性廃棄物最終処分問題などについて、どのような対応を考えているのか、答弁を求めます。

本法案は、電気、ガスなどの市場を全面自由化し、十兆円を超える巨大市場をつくり、総合的なエネルギー市場を目指すとしております。問題は、この市場が一体誰のためのものかという点であります。

都市ガスと電力は、既に小売の部分自由化が進められ、現在では両市場とも六割以上が自由市場となつています。電力市場は、地域独占の大手のガリバー九社が圧倒的な支配力を有しているのに対して、ガス市場は、都市ガスに従事する二百六社の大半が中小業者であり、LPガス販売には二万社以上が従事し、競い合っています。

二つの市場の全面自由化で垣根を取り払えばどうなるのか。圧倒的な資本力を持つ電力大手、石油元売、総合商社、外資などがM&Aを繰り返して、競争どころか、かえって寡占が進み、規制なき独占が生まれるのではありませんか。巨大企業のための市場づくりが、総理、あなたの言う成長戦略なのですか。

今最も急がれるガス改革は、天然ガスシフトへの思い切った転換です。天然ガスは温暖化対策としても有効であり、石炭火力発電の大規模な新増設は直ちに凍結すべきです。

LNG基地の揚げ地別価格の大きな格差構造にメスを入れるなど、低廉な天然ガスをどう確保す

るか、ガス導管網の全国的配備をどう進めるのか、答弁を求めます。

私は、先月末、東京電力本社にある中央給電指令所を視察してまいりました。電力需給システムの中核をこの目で見て、電力サービスが重要な公共インフラであることを強く感じました。

電気・ガス料金は、国民の生活に直結する重要な公共料金です。先行した欧米の経験を見ても、自由化したから電気・ガス料金が下がったという事実はありません。

政府は、自由化で料金メニューが選択できると言いますが、問題はその中身です。
三・一一以後の情報公開で、電力の自由化部門と規制部門の部門別収支が明らかになり、家計など小口部門の利益が大企業など大口部門を支えている構図がはつきりしました。

今必要なのは、こうした情報開示をさらに強化することです。重要な公共料金である電気・ガス料金について、消費者、国民の知る権利を具体化する制度設計を検討するべきではありませんか。

本法案は、完全実施によって、料金規制や公聴会を廃止するとしています。これは、電力・ガス取引のブラックボックス化を一層広げるものであります。

新設される電力・ガス取引等監視委員会は、電気・ガス料金を引き下げる権限を持つていられるのでしょうか。そもそも、なぜ経産大臣のもとに置くのですか。独立性の強い三条委員会とすべきではありませんか。答弁を求めます。

最後に、今こそ三・一一事故の原点に立ち返り、原発ゼロに向けて、発電電の完全な所有権分離と送電網の公的管理、大規模集中システムから小規模分散・地域経済循環型システムに転換すべきです。そのためには、エネルギーを消費者、国

民の手に取り戻す、エネルギーシステムの民主的改革がどうしても必要です。

大企業が利益を独占する道ではなく、国民のためエネルギーの民主的改革こそ進むべき道であることを強く訴えて、質問を終わります。(拍手)
〔内閣総理大臣安倍晋三君 藤野保史議員にお答えをいたします。〕

原発再稼働についてお尋ねがありました。高浜原発に係る仮処分決定について、国は当事者ではなく、また、あくまでも仮の処分であることから、当事者である事業者の今後の対応を注視していきます。

その上で申し上げれば、新規制基準は緩やかに過ぎ、合理性を欠くといった福井地裁の仮処分決定の内容については、田中規制委員長から、その判断の前提となる幾つかの点で事実誤認があり、新規制基準や審査内容が十分に理解されていないのではないかと、明快な見解が示されています。

また、原子力規制委員会として、福井地裁の仮処分決定によって新規制基準を見直す必要性はないとの考えであると承知しています。

いずれにせよ、原発については、いかなる事情よりも安全性を最優先することとし、原子力規制委員会が科学的、技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた原発については、その判断を尊重し、再稼働を進めていくのが政府の一貫した方針であります。

原発事故の収束と原因究明についてのお尋ねがありました。

世界にも前例のない廃炉・汚染水対策については、技術的難易度が高い取り組みへの財政措置を行うなど、東電任せにせず、国も前面に立つて取り組んでいます。

福島原発事故の原因究明は、国として継続的に取り組むことが重要で、これまでに、国会、政府の事故調査委員会において事故の検証が行われ、報告書が取りまとめられています。さらに、独立した原子力規制委員会が昨年十月に中間報告書を取りまとめるなど、事故原因の技術的解明を進めており、今後中長期にわたって継続的に取り組んでまいります。

原子力損害賠償についてお尋ねがありました。今後の営業損害の賠償については、東京電力が資源エネルギー庁とともに検討を進めていると承知しております。地元の関係する方々の御意見をよくお聞きして、被害者に寄り添った対応を行うことが重要であると考えています。

東電についてお尋ねがありました。原発の再稼働については、原子力規制委員会が世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた原発について、地元の理解を得ながら再稼働を進めていくのが一貫した政府の方針であります。

東京電力は、福島第一原発の炉の設置者であり、現場に精通し、これまでさまざまな作業に取り組んできていることから、廃炉の実施主体としての責任を引き続きしっかりと果たすべきと考えております。

その上で、御指摘のように、新・総合特別事業計画を抜本的に見直し、東電を破綻処理し、一時国有化することについては、被害者の方々の賠償や、現場で困難な事故収束作業に必死で当たっている関係企業の取引債権が十分支払いきれないおそれ、直ちに東電と同等の電力供給を行える体制を確保できなくなるおそれ、海外からの電力調達や権益確保に支障が生じるおそれがあり、福島再生、エネルギーの安定供給の観点から、適当ではないと考えています。

また、金融機関に対しては一般担保が付されている私債方式の縮小、株主に対しては無配当の継続などの形で、協力、責任を求めています。将来の原発比率についてお尋ねがありました。安全確保を前提として、安定供給、コスト削減、温暖化対策を基本に、各エネルギー源の特性やバランスを十分に配慮しつつ、現実的かつバランスのとれたエネルギーミックスを取りまとめまいります。

原発比率を含む具体的な各電源の比率については、審議会において、専門家による議論がなされているところです。審議会による議論を見たと、政府として適切に判断していきたいと考えております。

原発に関する制度の検討についてお尋ねがありました。エネルギーの特性を考えると、安定供給、コスト、環境負荷、安全性といったあらゆる面ですぐれたエネルギー源はないため、国としては、各エネルギー源の強みが生き、全体として弱みが補完される、柔軟かつ多層的な供給構造を構築する必要があります。

このため、単に市場に任せるのではなく、原子力に限らず、それぞれ必要な政策措置を講じていかなければなりません。こうした考え方のもと、自由化され競争が進化した中で、原子力事業の課題やその対応策について、審議会等において幅広い御意見を伺いながら検討を行っているところであり、原発を優遇するとの御指摘は当たりません。

再生可能エネルギーについてお尋ねがありました。政府としては、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進めつつ、原発依存度を可能な限り低減させるという基本方針

に変わりはありません。こうした方針のもと、再生可能エネルギーの具体的な導入比率を含むエネルギーミックスについては、現在、専門家による具体的な議論を進めているところです。

また、固定価格買取取り制度では、二十年間など長期間にわたる電力の買い取りを保証することから、審議会における接続可能量の検証に当たっては、原子力も含め、ベースロード電源の長期的な稼働計画を前提としているものと承知してまいります。

したがって、空押さえとの指摘は当たらず、固定価格買取取り制度の趣旨に反するものではないと考えています。核燃料サイクルと最終処分等についてお尋ねがありました。

日米は、パートナーとして、原子力の平和利用、核不拡散、核セキュリティ確保などを国際的に確保しながら原子力を利用する体制を強化するための重要な役割を担っていると認識しております。

他方、原発の再稼働については、安全性の確保を大前提として、我が国の国民生活や産業活動、中小・小規模事業者を守るとともに、温室効果ガスを抑制する観点から、また、原発輸出については、福島第一原発の事故の教訓を生かして世界の原子力安全の向上に貢献する観点から重要であると考えており、日米関係のために進めているわけではありません。核燃料サイクルについては、六ヶ所再処理工場の竣工遅延や「もんじゅ」のトラブルなどが続いてきました。こうした現状を真摯に受けとめ、問題点を明らかにした上で、直面する問題を一つ一つ解決してまいります。高レベル放射性廃棄物の最終処分場について

は、しっかりと確保することが政治の責任です。これまでのやり方を見直し、科学的根拠に基づき国から適地を提示するなど、国が前面に立つて取り組みを進めてまいります。寡占化への懸念についてお尋ねがありました。低廉で安定的なエネルギーの供給を実現するためには、既存事業者や新規参入者、大手や中小といった区別を問わず、活発な競争が行われることが重要です。既に、営業力に強みのあるLPガス会社による電力販売への参入や、地域の事業者によるエネルギーの地産地消への取り組みなど、さまざまな計画が動き始めています。

したがって、改革により、圧倒的な資本力を持つ事業者ばかり優位であると一概には言えないと考えております。また、今回の法案では、規制なき独占に陥ることのないよう、市場監視を行う電力・ガス取引監視等委員会を創設するとともに、競争が十分であると確認されるまで、一般家庭向けの電気、ガスの料金について規制を残すこととしています。

エネルギー市場の垣根を越える一体的な改革により、ダイナミックなイノベーションを生み出し、エネルギー選択の自由度の拡大や料金の最大限の抑制を実現し、我が国の成長につなげていく決意です。

低廉な天然ガスの確保、ガス導管の整備及び石炭火力発電についてお尋ねがありました。LNG基地の揚げ地別に価格が異なるのは、契約時の市場環境や購入量の違いなどによるものと考えられます。

低廉な天然ガスの調達に向けては、米国からのシェールガス、LNG輸入の実現や、上流権益の確保等を通じた供給源の多角化、消費国間の連携強化等を通じた買主側の交渉力の強化に取り組んでいます。

ガス導管の整備については、今回の法案において、国が導管整備に係る事業者間の協議を命令、裁定できる制度などを創設します。

なお、石炭火力発電は、安定供給や経済性にすぐれた重要なベースロード電源であり、高効率発電技術の有効利用等により、環境負荷を低減しつつ活用していくこととしています。

電気・ガス料金に関する情報開示の強化についてのお尋ねがありました。

電気、ガスの一般家庭向けなどの小売料金については、競争が十分であると確認されるまでの間、経過措置として料金規制が講じられることから、その認可に係る審査過程を通じて情報開示が実施されます。

御指摘のあった電力の規制料金と自由料金の部門別の収支も、小売料金規制が残る間、引き続き公表されます。

小売料金規制の撤廃後は、引き続き厳格な市場監視を行うとともに、消費者の立場からどのような情報開示を求めるか、検討してまいります。

電力・ガス取引監視等委員会についてのお尋ねがありました。

まず、一般の一連の改革によって、自由な競争が促され、電気・ガス料金の抑制効果が働くことが期待されます。委員会は、こうした競争が行われているかを厳しく監視してまいります。

また、託送料金や経過措置期間中の小売料金といった規制料金については、委員会が厳格な審査を行い、その審査結果を踏まえて、経済産業大臣が料金の認可を行う仕組みとしています。

なお、この委員会を三条委員会とし、エネルギー政策の枠組みから離れて市場の監視や料金の規制を行う仕組みとすることは、責任あるエネルギー政策として安定供給確保や再生可能エネルギー

ギーの普及などを進めるといふ観点から、適当ではありません。このため、経済産業大臣直属の八条委員会としています。

他方で、個々の職務遂行について委員が独立して判断を行うことを法律上明らかにするほか、事業者に対する業務改善勧告の権限を単独で行使できるなど、独立性が十分に確保された組織としていきます。

以上であります。(拍手)
○副議長(川端達夫君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(川端達夫君) 本日は、これにて散会いたします。
午後二時五十九分散会

出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣総理大臣 安倍 晋三君
農林水産大臣 林 芳正君
経済産業大臣 宮沢 洋一君
出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 加藤 勝信君
経済産業副大臣 山際大志郎君

○議長(報告)
(法律公布奏上及び通知)
一、去る十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十四日、内閣を経由して経済産業大臣宮沢洋一君から、次の報告書を受領した。
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第七項の規定に基づく調達価格等に関する報告
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任
門 博文君
築 和生君
山下 貴司君
金子万寿夫君
木内 均君
八木 哲也君
補欠
木内 均君
八木 哲也君
金子万寿夫君
山下 貴司君
門 博文君
築 和生君

文部科学委員
辞任
前田 一男君
笠 浩史君
鈴木 義弘君
穴見 陽一君
柚木 道義君
遠藤 敬君
補欠
穴見 陽一君
柚木 道義君
遠藤 敬君
鈴木 義弘君

厚生労働委員
辞任
谷川 とむ君
岡本 充功君
井坂 信彦君
牧 義夫君
小川 淳也君
吉田 豊史君
岡下 昌平君
緒方林太郎君
補欠
岡下 昌平君
小川 淳也君
柿沢 未途君
吉田 豊史君
緒方林太郎君
初鹿 明博君
谷川 とむ君
岡本 充功君

農林水産委員
辞任
柿沢 未途君
初鹿 明博君
井坂 信彦君
補欠
井坂 信彦君
牧 義夫君

補欠
井野 俊郎君
勝沼 栄明君
古川 康君
築 和生君
井出 庸生君
福田 達夫君
大西 宏幸君
鬼木 誠君
佐々木 紀君
宮崎 謙介君
篠原 豪君

補欠
穴見 陽一君
白石 徹君
若宮 健嗣君
神山 洋介君
田嶋 要君
青山 周平君
鬼木 誠君
鈴木 隼人君
宮澤 博行君
加藤 結子君
神谷 昇君
加藤 結子君
神谷 昇君
若宮 健嗣君
白石 徹君
田嶋 要君
神山 洋介君

補欠
加藤 結子君
青山 周平君
鬼木 誠君
馬淵 澄夫君
鈴木 貴子君
宮澤 博行君
鈴木 隼人君
神谷 昇君
務台 俊介君
六見 陽一君
若宮 健嗣君
白石 徹君
田嶋 要君
神山 洋介君

国土交通委員
辞任
本村賢太郎君
篠原 孝君
補欠
篠原 孝君
本村賢太郎君